

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第16号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第25号）

- 1 工業技術センターの機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 受益者負担の適正化を図るため、国際基準による非破壊試験技術者資格試験の実施に伴い工業技術センターの機械器具を使用する場合等の機械器具使用料の額を改定することとした。
- 3 航空産業非破壊検査員養成講習の受講に当たり受益者負担の適正化を図るため、航空産業非破壊検査員養成講習料の額を改定することとした。

規 則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第25号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3 工作機械の款摩擦圧接機の項、繊維機械の款一本糊付機の項並びに試験機械の款万能測定顕微鏡の項及び微小部エックス線応力測定機の項を削り、同款ガスクロマトグラフ質量分析装置の項の次に次のように加える。

高機能ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	3,700円
--------------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款非接触形状測定装置の項及び点群データ処理システムの項を削り、同款浸透探傷装置の項を次のように改める。

浸透探傷装置	非破壊試験技術者資格試験の実施に伴うもの	1時間につき	28,700円
	その他のもの	1時間につき	5,300円

別表第3 試験機械の款超音波探傷装置の項中「2,500円」を「2,400円」に改め、同款ポータブル超音波探傷器の項中「500円」を「750円」に改め、同款高速度カメラの項を削る。

別表第4の1の部精密測定試験の款を削る。

別表第5 繊維染色加工の款一本糊付加工の項を削る。

別表第6 浸透探傷の項金額の欄から超音波探傷の項金額の欄までを次のように改める。

235,000円	86,000円	55,000円	376,000円
----------	---------	---------	----------

380,000円	176,000円	114,000円	670,000円
447,000円	86,000円	119,000円	652,000円

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。